

## &lt;対策のポイント&gt;

国民への水産物の安定供給を図るため、計画的に資源管理等に取り組む漁業者の減収を補填する漁業収入安定対策を講じ、燃油や配合飼料の価格上昇に対するコスト対策や金融対策を組み合わせて、総合的な経営安定対策を実施します。

## &lt;事業目標&gt;

- 漁業経営安定対策の下で資源管理等に取り組む漁業者による漁業生産の割合（90% [令和8年度まで]）
- 漁労収入（1千円）当たりのコスト（漁労支出）を10年間で5%削減 [令和11年度まで]
- 漁業経営体のうち経営改善漁業者の割合（1.5% [令和8年度まで]）

## &lt;事業の内容&gt;

## 1. 漁業収入安定対策事業等

計画的に資源管理等に取り組む漁業者に対し、収入が減少した場合に、漁業者が拠出した積立金と国費により補填（漁業者と国の積立金の負担割合は1：3）とともに、漁業共済の共済掛金に対する補助（法定補助+追加掛金補助）を実施します。

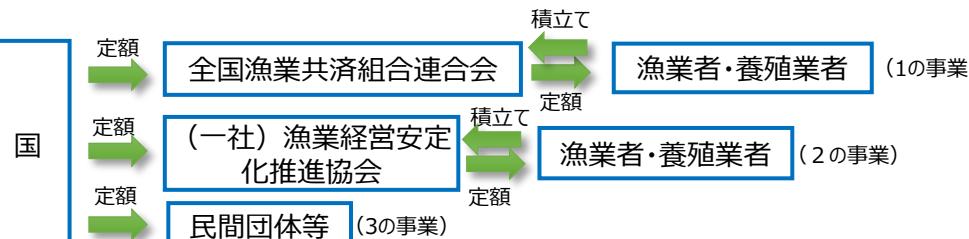
## 2. 漁業経営セーフティーネット構築事業

漁業者・養殖業者と国の拠出により、燃油価格や配合飼料価格が上昇したときに補填金を交付します。

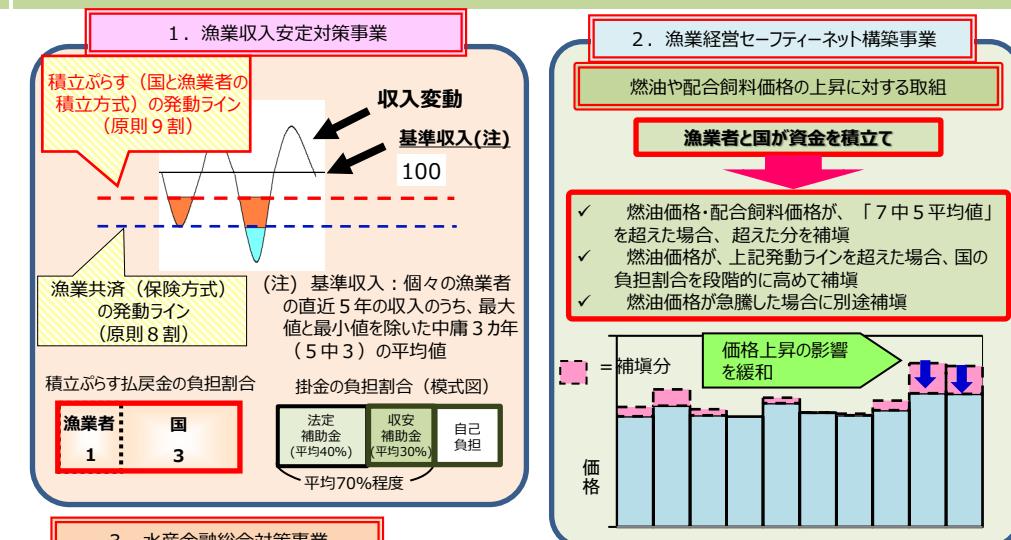
## 3. 水産金融総合対策事業

水産資源の適切な管理と水産業の成長産業化の両立を図るため、経営改善を目指す経営改善漁業者等に対し、利子助成、無担保・無保証人化及び保証料助成措置等の金融支援を集中的に実施します。

## &lt;事業の流れ&gt;



## &lt;事業イメージ&gt;



[お問い合わせ先]

(1の事業)	水産庁漁業保険管理官 (03-6744-2356)
(2の事業)	企画課 (03-6744-2341)
(3の事業)	水産経営課 (03-6744-2345)